

[事案 23-67] 損害賠償請求

・平成 23 年 10 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

誰でも入れると説明され、他社の保険契約を解約して一時払保険料を準備し新規に契約を申し込んだが、審査の結果、契約が不成立になったとして、中途解約による損失の補てんを求め、申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

銀行員（募集人）から保険を引き受けられないことがあることの説明を受けず、申込みと入金のみで契約は成立すると誤信させられて、平成 22 年に一時払終身保険に申し込んだ。保険料を準備するために、他社契約を中途解約して保険料を支払ったが、審査の結果、契約は不成立となった。募集人から契約審査があると聞いていれば他社契約を中途解約して損をするリスクを負ってまで一時払い保険料を入金しなかったもので、解約した契約の満期保険金と今回中途解約により受け取った解約返戻金の差額の支払いを請求する。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人が被った損害を賠償せよとの請求に応ずることはできない。

- （1）募集人は募集の際に申立人に交付した資料において、保険を引き受けられない場合があることを説明している。
- （2）申立契約は終身保険であり、被保険者の死亡・高度障害状態時に死亡保険金・高度障害保険金を支払うものである。生命保険契約において、被保険者の健康状態等により、保険者（保険会社）が契約を引き受けられないことがあることは、常識となっている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、保険業法第 283 条に基づく損害賠償請求を求めるものであると解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記理由により保険会社に損害賠償責任を認める理由がなく、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- （1）以下の理由から、募集人が、申立契約の募集に際して、審査があることを告げず、「この保険は誰でも出来る。」と発言したことによって、申立人が申立契約には審査がないと誤信したとは通常考えられず、仮に申立人がそのように誤信したとしても、募集人には過失がない。
 - ①保険の引受に際し、審査があることは、周知の事実であり、申立人も以前に保険に加入したことがあるので、これを知っていたと推測できる。
 - ②申立人は、審査のない終身保険もあることを募集人から説明を受けていたので、申立契約には審査がないと思ったと主張しているが、申立人が契約にあたって作成した告知書には、中央の部分に分かりやすく「本告知書で、一つでも”はい”に該当した場合は、お引き受けできません。ただし、すべて”いいえ”の場合でも、ご職

業等により、お引き受けできない場合もございます。」との記載があり、その下に署名押印がなされていること、告知書の添付資料には、「告知書ご記入の前にご確認いただきたい事項」として「本告知書で1つでも「はい」に該当した場合にはお引受けできませんが、健康状態の詳細な記入ができる告知書や医師による方法など、他の健康状態の確認方法によっては、お引き受けできる場合もあります。なお、すべて「いいえ」に該当した場合でも、ご職業や当社でお支払いした保険金・給付金などの情報によりお引き受けできない場合もあります。」との記載があることから、申立契約の引受にあたって審査があることは、申立人において容易に認識しえた。

- ③申立人は、告知書に記入した後に保険料を振り込んでいることから、審査の存在を認識した上で保険料を振り込んだものと思われる。

【参考】 保険業法

第 283 条（所属保険会社等の損害賠償）

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償を賠償する責任を負う。